

理主事及び校長会との密接な連絡のもとに、同一校永年勤務者、採用後引き続き同一校に3年以上勤務する者等を含めて515名の教諭等の交流が実現した。

経験豊かな教員の転出が促進されたこととともに、定時制・通信制及び盲・聾・養護学校と全日制高校との交流が進んだことは、教員組織の強化充実に資するとともに、全県的に教育水準及び教育効果の向上に役立つものと期待される。

(2) 平成元年度末県立学校教員交流基準

① 一般基準

- ア 教育課程の適正な運営を期するため、教員組織の均衡化を図り主免許教科を担当させるようつとめる。
- イ 高等学校と盲・聾・養護学校との交流を図る。
- ウ 全日制と定時制・通信制との交流を図る。
- エ 優秀な人材の定時制(夜間)・通信制・分校並びにへき地校への転入を図るとともに、その者が相当年数(3年以上)勤務した場合の転出については、特に考慮する。
- オ 同一校には原則として、最低2年は勤務するものとする。
- カ 2親等以内の者は原則として同一校勤務をさける。

② 勤続年数による基準

- 次の基準に該当する者は交流の対象とする。
- ア 採用後引き続き同一校に3年以上勤務した者。
- イ 同一校に10年以上勤務した者。

地区・群別学校分類表(別表)

群 地区	A	B	C	盲・聾・養護 (A群)
県 北	福工(定) 川俣 川俣(定) 保原(定) 安達(定) 安達東 福島中央	福商 梁川 保原 安達 二本松工 福農 福島北	福島 福女 福工 福西女 福島東 福島南	盲 大笠生養 聾(福島) 須賀川養(医大)
県 南	安積(御館) 郡山北(定) 長沼 矢吹 小野 小野(平田) 安二 安二(須賀川) 白二 湖南 売工 東白農商(鮫川)	本宮 須賀川 須女 岩農 棚倉 東白農商 石川 田村 船引 清陵情報 白河実業	安積 安女 郡女 郡商 郡北工 郡山 白河 白女	聾 郡山養 郡山養(安積) 須賀川養 須賀川養(郡山) 西郷養 石川養
会 津	会工(本郷)猪苗代 耶麻農 西会津 会津中央 会二 川口 田島 南会津 只見	喜多方 喜女 喜商 喜工 大沼 坂下 会農	会津 会女 若女 若商 会工	聾(会津) 須賀川養護(竹田) 猪苗代養
い わ き	遠野 いわき中央 小名浜水 磐農 勿来工	内郷 湯本 小名浜 勿来 好間 四倉	磐城 磐女 平工 平商	聾(平) いわき養 平養 平養(翠ヶ丘)
相 双	浪江(津島) 富岡(川内) 相農(飯館) 新地 双農	双葉 浪江 富岡 小高商 小高工	相馬 相女 原町 相農	富岡養

③ 学校群による基準

教職員組織の均衡化を図るため、県内を県北・県南・会津・いわき・相双の5地区に分け、各地区ごとに所在する学校を地理的特殊性を考慮して、「A・B・C」3群に分類し交流を促進する。A・B・C各群の学校は別表のとおりとする。

ア 昭和44年度以降採用者は、原則として採用後、15年以内に2地区及びA・B2群の学校にいずれも勤務させるものとする。

イ 同一学校群又は学校群間の交流については次の諸点に留意する。

(ア) A群については原則として、へき地間、分校間の交流は行わない。

(イ) B群については原則として、同一市内の交流は行わない。ただし、いわき市は除く。

(ウ) C群については、同一市内間の交流は行わない。

ウ 職業に関する学科の教員で、同一校勤続10年以上の者については、全県的視野から地区間で相互に交流することができるものとする。

また、異動後同一校に3年以上勤務した場合は、もとの地区に転出させることができる。

エ 球母・技能員については、原則として①、②、③に準ずる。

オ 過員解消のための交流は、全県的な立場で優先的に取扱う。